

## 年金トピック

No.2024-21  
第9号2024年5月8日  
企業年金業務室事務連絡『日本年金機構が保有する離婚分割情報及び死亡失権者の遺族情報の  
確定給付企業年金（DB）への提供について』の発出について

日本年金機構が保有する離婚分割情報及び死亡失権者の遺族情報の確定給付企業年金（DB）への提供に関する事務連絡（別紙参照）が、令和6年3月29日に厚生労働省より発出されました。つきましては以下の通りご案内いたします。

## 【概要】

日本年金機構が保有する離婚分割情報及び死亡失権者の遺族情報のDBへの提供について、法令上、提供が可能であることから、今般、提供にかかる具体的な事務の取扱いが整理され、令和6年4月15日から取扱いが開始されることとなりました。

項目	年金受給者の離婚分割情報の提供	死亡失権者（年金受給者）の遺族情報の提供
対象	代行返上したDB	DB
依頼方法	代行返上したDBから年金事務所【別紙様式1-1】を提出 ※依頼書の捺印は必須です。	DB実施事業主及び企業年金基金から年金事務所へ【別紙様式2-1】を提出 ※依頼書への捺印は必須です。
使用目的	DB法の規定に基づく補填給付の額の改定に関する業務 ※ <u>目的外の使用は禁止</u>	DB法の規定に基づく給付の受給権者等が死亡した場合に、その遺族への未支給給付若しくは遺族給付の支給又は死亡届の提出勧奨を行う業務 ※ <u>目的外の使用は禁止</u>

## 【添付資料】

【別紙】 日本年金機構が保有する離婚分割情報及び死亡失権者の遺族情報の確定給付企業年金（DB）への提供について （厚生労働省年金局企業年金・個人年金課から地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課宛事務連絡 令和6年3月29日）
【別紙様式1-1】 年金受給者の離婚分割情報の提供について（依頼）
【別紙様式1-2】 年金受給者の離婚分割情報の提供について（回答）
【別紙様式2-1】 年金受給者の遺族情報の提供について（依頼）
【別紙様式2-2】 年金受給者の遺族情報の提供について（回答）
<記載例> 【別紙様式1-1】～【別紙様式2-2】

以上

事務連絡  
令和6年3月29日

地方厚生（支）局  
保険年金（企業年金）課 御中

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

日本年金機構が保有する離婚分割情報及び死亡失権者の遺族情報の  
確定給付企業年金（DB）への提供について

確定給付企業年金の実施事業主及び企業年金基金（以下「DB」という。）に対する、日本年金機構が保有する離婚分割情報及び死亡失権者の遺族情報の提供については、日本年金機構法第38条第5項第3号ト及び日本年金機構の業務運営に関する省令第9条第10号の規定により可能とされているところですが、当該情報提供にかかる具体的な事務処理について下記のとおり整理し、本年4月15日から取扱うこととしましたので、貴局管内のDBに取扱いを周知いただくとともに、指導にあたってご留意いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、日本年金機構と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 代行返上したDBへの年金受給者の離婚分割情報の提供

代行返上したDBから年金事務所への提供依頼は、【別紙様式1-1】「年金受給者の離婚分割情報の提供について（依頼）」により行うこと。

年金事務所は、該当する年金受給者について、依頼のあった厚生年金基金加入期間が離婚分割の改定対象期間に含まれるか否かを確認し、含まれる場合は「改定割合、改定対象期間、3号分割対象期間」を、含まれない場合は「その旨」を、【別紙様式1-2】「年金受給者の離婚分割情報の提供について（回答）」に記載し、DBに回答することとしたこと。

## 2 DBへの死亡失権者（年金受給者）の遺族情報の提供

DBから年金事務所への依頼は、【別紙様式2-1】「年金受給者の遺族情報の提供について（依頼）」により行うこと。

年金事務所は、対象者に係る遺族年金又は未支給年金給付の受給者の情報等を確認し、対象者の遺族への連絡に必要となる「氏名、住所、死亡者（対象者）との関係（続柄）」を、受給者の情報等がない場合は「その旨」を、【別紙様式2-2】「年金受給者の遺族情報の提供について（回答）」に記載し、DBに回答することとしたこと。

なお、死亡日不詳等により【別紙様式2-1】に記載した対象者の死亡日が、日本年金機構において記録管理している死亡日と一致しない場合であっても、情報提供されること。

## 3 情報管理

上記1及び2により提供される情報は、以下に示す業務に限り使用可能なものであり、目的外で使用するものがないよう、適切に管理する必要があること。

### (1) 年金受給者の離婚分割情報

確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「DB法」という。）の規定に基づく補填給付の額の改定に関する業務

### (2) 死亡失権者（年金受給者）の遺族情報

DB法の規定に基づく給付の受給権者等が死亡した場合に、そのご遺族への未支給給付若しくは遺族給付の支給又は死亡届の提出勧奨を行う業務

年 月 日

日本年金機構  
年金事務所長 殿

(企業年金の名称)  
(代表者名)

印

## 年金受給者の離婚分割情報の提供について（依頼）

下記対象者について、現在、当企業年金から確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定に基づく給付を行っているところですが、今般、当該給付の額のうち補填給付の額について、改定すべき事由が生じたことを把握したため、当該額の算定に必要となる離婚分割情報を提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、提供いただきました情報は、補填給付の額の改定に関する業務においてのみ使用し、決して他の業務に流用することのないよう責任をもって管理いたします。

### 記

#### 1. 対象者

基礎年金番号	カナ氏名	生年月日	厚生年金基金加入期間

#### 2. 依頼事項

上記対象者について、離婚分割の改定対象期間に上記厚生年金基金加入期間が含まれる場合は、「改定割合、改定対象期間、3号分割対象期間」の情報のご提供をお願いいたします。

また、離婚分割の改定対象期間に上記厚生年金基金加入期間が含まれていない場合は、その旨ご回答をお願いいたします。

#### 3. 本件に関する連絡先

企業年金名・担当部署名・担当者名

TEL - - (内線 )

所在地：〒

年 月 日

(企業年金の名称)  
 (代表者名) 殿

日本年金機構  
 年金事務所長

## 年金受給者の離婚分割情報の提供について (回答)

年 月 日付けで貴企業年金よりご依頼のあった対象者に係る情報につきまして、以下に回答いたします。

### 1. 離婚分割の改定対象期間に厚生年金基金加入期間が含まれる者

基礎年金番号	カナ氏名	改定割合	改定対象期間
			3号分割対象期間

### 2. 離婚分割の改定対象期間に厚生年金基金加入期間が含まれていない者

基礎年金番号	カナ氏名

<照会先>

日本年金機構 年金事務所  
 課・担当者名

TEL - -

(自動音声案内 )

年 月 日

日本年金機構  
年金事務所長 殿(企業年金名称)  
(代表者名)

印

## 年金受給者の遺族情報の提供について（依頼）

当企業年金では、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定に基づく給付の受給権者等が死亡した場合、そのご遺族に対して、未支給給付若しくは遺族給付の支給又は死亡届の提出依頼を行うこととしております。

しかしながら、下記対象者のご遺族については、その連絡先が分からずこれらの手続きが行えない状況となっていることから、日本年金機構が保有する遺族情報を提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、提供いただきました情報は、上記未支給給付の支給等に関する業務においてのみ使用し、決して他の業務に流用することのないよう責任をもって管理いたします。

## 記

## 1. 対象者

基礎年金番号	カナ氏名	生年月日	死亡日	備考

## 2. 依頼事項

上記対象者について、遺族年金又は未支給年金給付の受給者の情報のうち、「氏名、住所、死亡者（対象者）との関係（続柄）」のご提供をお願いいたします。また、該当情報が記録されていない場合は、その旨ご回答をお願いいたします。

## 3. 本件に関する連絡先

企業年金名・担当部署名・担当者名

TEL - - (内線 )

所在地：〒

年 月 日

(企業年金の名称)  
(代表者名) 殿日本年金機構  
年金事務所長

## 年金受給者の遺族情報の提供について (回答)

年 月 日付けで貴企業年金よりご依頼のあった対象者に係る情報につきまして、以下に回答いたします。

## 1. 対象者の遺族年金又は未支給年金給付の受給者の情報

対象者カナ氏名 請求者氏名 (漢字・カナ)	住 所	対象者との関係 (続柄)
	〒	
	〒	
	〒	

## 2. 該当情報が記録されていない対象者

対象者カナ氏名	参考情報 (※)

※例：対象者に係る遺族厚生年金（又は未支給年金給付）の請求が行われていない。  
基礎年金番号の記録と対象者氏名（又は生年月日）が不一致 など

<照会先>  
日本年金機構 年金事務所  
課・担当者名  
TEL - -  
(自動音声案内 )

依頼者が規約型の企業年金を実施する事業主の場合「株式会社 B 代表取締役 ○○ ○○」等

令和 6 年 4 月 15 日

日本年金機構  
年金事務所長 殿

A 企業年金基金  
理事長 ○○ ○○

印

## 年金受給者の離婚分割情報の提供について（依頼）

下記対象者について、現在、当企業年金から確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定に基づく給付を行っているところですが、今般、当該給付の額のうち補填給付の額について、改定すべき事由が生じたことを把握したため、当該額の算定に必要となる離婚分割情報を提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、提供いただきました情報は、補填給付の額の改定に関する業務においてのみ使用し、決して他の業務に流用することのないよう責任をもって管理いたします。

### 記

#### 1. 対象者

基礎年金番号	カナ氏名	生年月日	厚生年金基金加入期間
0000-000001	キョウ ハジメ	S 35. 3. 5	S58. 1. 1～H25. 1. 1
0000-000002	ネキン アタル	S 36. 3. 6	S60. 4. 1～H25. 4. 1
0000-000003	キン シュウ	S 37. 3. 7	S62. 8. 1～H25. 8. 1

#### 2. 依頼事項

上記対象者について、離婚分割の改定対象期間に上記厚生年金基金加入期間が含まれる場合は、「改定割合、改定対象期間、3号分割対象期間」の情報のご提供をお願いいたします。

また、離婚分割の改定対象期間に上記厚生年金基金加入期間が含まれていない場合は、その旨ご回答をお願いいたします。

#### 3. 本件に関する連絡先

A 企業年金基金・担当：△△・□□

TEL 03-9999-9999（内線 1111）

所在地：〒100-0000 東京都千代田区○○○ 1 - 1 - 1

令和 6 年 4 月 25 日

A 企業年金基金  
理事長〇〇 〇〇 殿

日本年金機構  
年金事務所長

### 年金受給者の離婚分割情報の提供について（回答）

令和 6 年 4 月 15 日付で貴企業年金よりご依頼のあった対象者に係る情報につきまして、以下に回答いたします。

#### 1. 離婚分割の改定対象期間に厚生年金基金加入期間が含まれる者

基礎年金番号	カナ氏名	改定割合	改定対象期間
			3号分割対象期間
0000-000001	キョウ ハジメ	0.4444444	H19.4.1~H25.1.1
			H23.1.1~H25.1.1
0000-000002	ネキン アタル	0.3882149	H19.8.28~H25.4.1

#### 2. 離婚分割の改定対象期間に厚生年金基金加入期間が含まれていない者

基礎年金番号	カナ氏名
0000-000003	キン シュウ

各年金事務所の案内に沿って、適宜修正して使用。

<照会先>  
日本年金機構 年金事務所  
課・担当者名  
TEL - -  
(自動音声案内 )

依頼者が規約型の企業年金を実施する事業主の場合「株式会社 B 代表取締役 ○○ ○○」等

令和 6 年 4 月 15 日

日本年金機構  
年金事務所長 殿

A 企業年金基金  
理事長 ○○ ○○

印

## 年金受給者の遺族情報の提供について（依頼）

当企業年金では、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定に基づく給付の受給権者等が死亡した場合、そのご遺族に対して、未支給給付若しくは遺族給付の支給又は死亡届の提出依頼を行うこととしております。

しかしながら、下記対象者のご遺族については、その連絡先が分からずこれらの手続きが行えない状況となっていることから、日本年金機構が保有する遺族情報を提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、提供いただきました情報は、上記未支給給付の支給等に関する業務においてのみ使用し、決して他の業務に流用することのないよう責任をもって管理いたします。

### 記

#### 1. 対象者

基礎年金番号	カナ氏名	生年月日	死亡日	備考
0000-000004	キョウ タロウ	S15. 1. 1	R5. 10. 1	
0000-000005	ネキン タロウ	S20. 2. 2	R5. 11. 15	
0000-000006	キン シロウ	S25. 3. 3	R5. 12. 31	

#### 2. 依頼事項

上記対象者について、遺族年金又は未支給年金給付の受給者の情報のうち、「氏名、住所、死亡者（対象者）との関係（続柄）」のご提供をお願いいたします。また、該当情報が記録されていない場合は、その旨ご回答をお願いいたします。

#### 3. 本件に関する連絡先

A 企業年金基金・担当：△△・□□

TEL 03 - 9999 - 9999（内線 1111）

所在地：〒100-0000 東京都千代田区○○○ 1 - 1 - 1

令和6年4月25日

A企業年金基金  
理事長〇〇 〇〇 殿

日本年金機構  
年金事務所長

年金受給者の遺族情報の提供について（回答）

令和6年4月15日付けで貴企業年金よりご依頼のあった対象者に係る情報につきまして、以下に回答いたします。

1. 対象者の遺族年金又は未支給年金給付の受給者の情報

対象者カナ氏名 請求者氏名 (漢字・カナ)	住 所	対象者との関係 (続柄)
キョウ タロウ 企業 優一 キョウ ユウイチ	〒338-0000 埼玉県さいたま市中央区〇〇1-1-1-101	子
ネキン タロウ 年金 拓也 ネキン タクヤ	〒541-0000 大阪府中央区△△2-2-2	子
	〒	

2. 該当情報が記録されていない対象者

対象者カナ氏名	参考情報 (※)
キン ジロウ	基礎年金番号不一致

※例：対象者に係る遺族厚生年金（又は未支給年金給付）の請求が行われていない。  
基礎年金番号の記録と対象者氏名（又は生年月日）が不一致 など

各年金事務所の案内に沿って、適宜修正して使用。

<照会先>  
日本年金機構 年金事務所  
課・担当者名  
TEL - -  
(自動音声案内 )